

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年12月1日

金 曜 日

号 外

目 次

## 告 示

○富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正

1

## 告 示

### 富山県告示第473号

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正について

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料について（昭和51年富山県告示第 313号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成29年12月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 の第 1 号中「富山労働基準局長と協定した」を「富山労働局長から通知された」に改める。

3 の表中「20,000円」を「13,500円」に、「21,600円」を「14,580円」に改める。

4 の表中

マウスガード	1 床	21,640円
--------	-----	---------

を

マウスガード	1 床	21,640円
矯正プレ ミニプレ	ミニプレート埋入 ( 1 枚 目 )	1 枚 64,800円

	イート ン埋入 ブ術	ミニプレート埋入 ( 2 枚目以降 )	1 枚	42,120円
		ミニプレート除去	1 枚	3,240円
	ラアン ンカー トスク リユ 一埋 入術	アンカースクリュー 埋入	1 本	21,600円
		アンカースクリュー 除去	1 本	1,080円

に改め、同表先進医療料の項を次のように改める。

先進医療 料	腹腔鏡 <sup>く</sup> 下広汎子宮全摘術	1 回	800,200円
	多焦点眼内レンズを用いた水 晶体再建術	1 回	336,600円

6 の表中「 8,000円」を「 5,400円」に、「 8,640円」を「 5,830円」に改める。

(医 務 課)